

健康保険 被扶養者(異動)届

令和 年 月 日 提出

令和7年10月更新

受付年月日

事業主記入欄	事業所記号	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	()
☐ この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。		
事業主が確認した場合に○で囲んでください。	確認 収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。	
	確認 被保険者との続柄に関する証明書類が省略されている者については、続柄を確認しています。	

社会保険労務士記入欄

被保険者欄	被保険者等記号・番号	—	生年月日	昭・平・令	年	月	日	性別	男・女	標準報酬月額	千円	年収	円
	氏名	(フリガナ)		取得年月日	昭・平・令	年	月	日	住所	〒 -			

・資格確認書の発行が必要な方は、□に✓を付してください。
・住民票住所と居所が異なる場合は、備考欄に居所を記入してください。

被扶養者欄 1	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	個人番号		生年月日	昭・平・令	年	月	日	性別	男・女	続柄	
	住民票住所	〒 -	1.同居 2.別居	海外居住者又は海外から国内に転入した場合は右欄を記入してください。	海外特例要件	海外特例要件該当 海外特例要件非該当	理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻等 5.その他()							
	増	被扶養者になった日	令和	年	月	日	職業	1.無職 2.パート 3.年金受給者	4.小・中学生以下 5.高・大学生(年生) 6.その他()	年収	円	理由	1.出生 2.離婚 3.収入減 4.同居 5.その他()		
	減	被扶養者でなくなった日	令和	年	月	日	理由	1.死亡 2.就職 3.収入増加	4.後期高齢者 5.その他()	備考		資格確認書発行要否	☐ 発行が必要		

被扶養者欄 2	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	個人番号		生年月日	昭・平・令	年	月	日	性別	男・女	続柄	
	住民票住所	〒 -	1.同居 2.別居	海外居住者又は海外から国内に転入した場合は右欄を記入してください。	海外特例要件	海外特例要件該当 海外特例要件非該当	理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻等 5.その他()							
	増	被扶養者になった日	令和	年	月	日	職業	1.無職 2.パート 3.年金受給者	4.小・中学生以下 5.高・大学生(年生) 6.その他()	年収	円	理由	1.出生 2.離婚 3.収入減 4.同居 5.その他()		
	減	被扶養者でなくなった日	令和	年	月	日	理由	1.死亡 2.就職 3.収入増加	4.後期高齢者 5.その他()	備考		資格確認書発行要否	☐ 発行が必要		

被扶養者欄 3	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	個人番号		生年月日	昭・平・令	年	月	日	性別	男・女	続柄	
	住民票住所	〒 -	1.同居 2.別居	海外居住者又は海外から国内に転入した場合は右欄を記入してください。	海外特例要件	海外特例要件該当 海外特例要件非該当	理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻等 5.その他()							
	増	被扶養者になった日	令和	年	月	日	職業	1.無職 2.パート 3.年金受給者	4.小・中学生以下 5.高・大学生(年生) 6.その他()	年収	円	理由	1.出生 2.離婚 3.収入減 4.同居 5.その他()		
	減	被扶養者でなくなった日	令和	年	月	日	理由	1.死亡 2.就職 3.収入増加	4.後期高齢者 5.その他()	備考		資格確認書発行要否	☐ 発行が必要		

被保険者の配偶者が被扶養者ではないとき(例：夫婦共働きの場合)は記入してください。	配偶者の年収見込額	円
---	-----------	---

※被扶養者の「該当」と「非該当」は同時に提出できません。「該当」、「非該当」はそれぞれ別の用紙で提出してください。

●扶養に入れる場合の添付書類(一覧)			所得証明書の写し	非課税証明書の写し (前年から無収入の方)	続柄入世帯全員の住民票※マイナンバー記載あり (発行日から6ヶ月以内)の写し	婚姻日がわかるもの (婚姻受理証等)の写し	母子手帳の写し	配偶者の収入がわかるもの (源泉徴収票等)の写し	離職票1と離職票2の写し または 雇用保険受給資格者証の写し*1	退職日が記載された源泉徴収票の写し (雇用保険未加入者)	退職手当金の源泉徴収票の写し (雇用保険未加入の公務員)	退職金の源泉徴収票の写し	年金証書・改定通知書・支払通知書等の写し (年金受給者)*2	直近3ヶ月の収入がわかるもの (給与明細書等)の写し*3	確定申告書の写し(自営業者)*4	在学証明書(発行日から3ヶ月以内) または学生証の写し	口述書	直近3ヶ月の送金確認書類 (別居・世帯分離されている方)	在留カードの写し(外国籍の方)*5
配偶者	婚姻	無職	◎	○または	○								○						○
		退職			○または	○			○	○	○		○						○
		就労(収入限度額内)			○または	○							○	○	○				○
	退職			◎					○	○	○		○						○
	就労(収入限度額内)			◎									○	○	○				○
雇用保険受給終了後			◎					◎				○						○	
子	出生						◎	□											○
	中学生以下				◎			□											○
	高校生				◎			□									◎		○
	高校卒業後の学生	働いたことのない方			◎			□									◎		○
		働いたことのある方	○		◎			□	○	○	○				○		◎	◎	○
学生以外		○または	○	◎			□	○	○	○				○	○		◎	○	○
孫*6				◎														◎	○
兄弟姉妹	無職	○または	○	◎									○					◎	○
	退職	◎		◎					○	○	○	○	○				◎	○	○
	就労(収入限度額内)	◎		◎									○	○	○		◎	○	○
その他	無職	○または	○	◎			□						○				◎	認定外	○
	退職	◎		◎			□	○	○	○	○	○	○				◎	認定外	○
	就労(収入限度額内)	◎		◎			□						○	○	○		◎	認定外	○

◎…必ず添付

○…該当する場合は必ず添付

□…配偶者が扶養に入っていない場合、配偶者の収入がわかるものを必ず添付

*1 雇用保険に加入されていた方は、失業給付受給の有無を確認します。

*2 年金収入は、障害者年金・遺族年金・企業年金・恩給も含まれます。

*3 収入額が、年間収入 130万円未満：月額108,334円未満 であることがわかるものを準備ください

60歳以上または障害年金受給者は 180万円未満：月額150,000円未満

19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は 150万円未満：月額125,000円未満

18歳の誕生日を迎える年	130万円未満：月額108,334円未満
19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年	150万円未満：月額125,000円未満
23歳の誕生日を迎える年以降	130万円未満：月額108,334円未満

(年齢はその年の12月31日現在)

*4 自営業収入は、経費等控除前の「収入金額」で確認しており、経費等は認めておりません。

*5 在留許可が1年以上の場合に限りです。

*6 孫の両親の収入がわかるものを必ず添付してください。

※ご注意ください！
住民票等の取得の際には、
マイナンバー記載ありのものを
お願い致します。

【認定年月日について】

健康保険法施行規則により、被扶養者となるためには、原則として5日以内に健保へ届け出ていただく必要があります。

やむをえない理由で遅れた場合、事由発生日*から30日以内にすべての書類が揃って健保が届出を受理した場合は、事由発生日を認定年月日としますが、30日を経過した場合、すべての書類が揃って健保が届出を承認した日が認定年月日になります。

*事由発生日とは→扶養されなければならない事実が発生した日

【送金確認書類について】

送金確認書類は、「振込明細書の写し」または「現金書留の写し」となります。

同一口座でカードと通帳を別にしてしている場合や、手渡し等は一切認められません。

「送金」として認められないもの→手渡し/水道光熱費の領収書/クレジットカードなどの支払明細書/通帳のコピー

【注意事項】

被扶養者の認定にあたっては、被保険者に扶養義務および扶養能力があるのか、他に扶養義務者はいないのか、継続して経済的援助を行なっているのか、認定対象者の生計の実態や自活の有無など、扶養に係る社会通念等を総合的に勘案して審査しています。

申請の内容により、記載されている書類以外に別途必要な書類を求めることがあります。

●扶養から外す場合の添付書類(一覧)	就職 または資格情報のお知らせの写し	雇用保険受給資格者証の写し (受給開始日が記載されたもの)*1	離婚日のわかるもの(離婚受理書または戸籍の全部事項証明書等)の写し*2	死亡日のわかるもの (死亡届等)の写し*3
	就職	◎		
	雇用保険受給開始		◎	
	離婚		◎	
	死亡			◎

◎・・・必ず添付

*1 受給開始日が資格喪失日となります。

*2 離婚日が資格喪失日となります。

*3 死亡日の翌日が資格喪失日となります。

【注意事項】

別居や収入増などにより、被扶養者の要件に該当しなくなった場合は、すみやかに届け出てください。

健保が届出を受理した日ではなく、事由発生日*が資格喪失日となります。

*事由発生日とは→扶養から外れなければならない事実が発生した日